

第6章 介護サービスの見込み量と介護保険料

1 介護保険サービスの整備計画

第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの基盤整備については、以下を目標とします。

(1) 地域密着型サービスの基盤整備

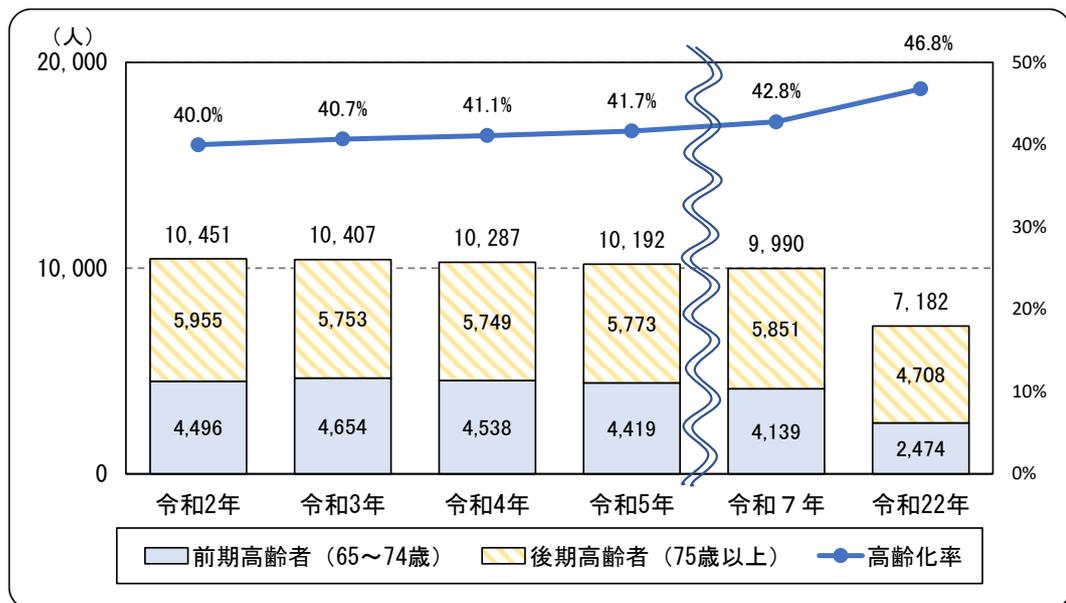
住み慣れた地域で生活するために「地域密着型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の整備を進めます。

2 介護サービス量の見込み

(1) 被保険者の推計

被保険者数の推計では、コーホート変化率法による市の人口推計(外国人含む。)をもとに、高齢者数を推計します。

■前期高齢者、後期高齢者の推計人口の推移

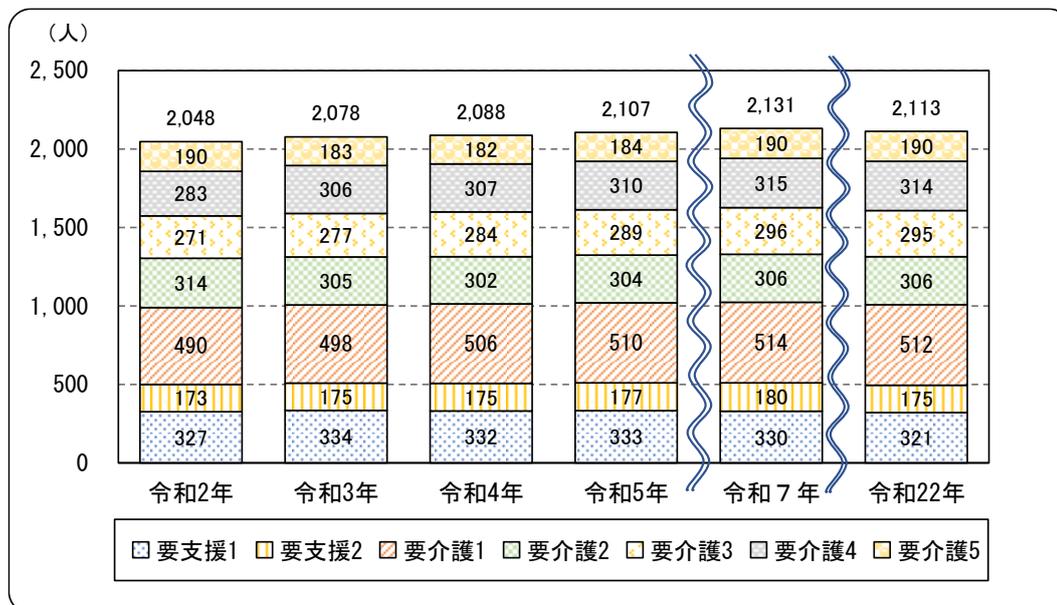


資料：令和2年は住民基本台帳 令和3年以降以降はコーホート変化率法による推計値

(2) 要支援・要介護認定者の推計

要介護・要支援認定者数について、各年の性別・年齢階級別被保険者数の見込みをもとに、地域包括ケア「見える化」システムより推計します。

■要支援・要介護者の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム

3 介護保険サービスの見込み量

(1) 居宅サービス

①訪問介護

訪問介護（ホームヘルプサービス）は、要介護者等の家庭を訪問し、できるだけ居宅で本人の能力に応じ、入浴・排せつ・食事等の介護（身体介護）、調理・買い物・掃除・その他の日常生活の世話（生活援助）を行うサービスです。

●訪問介護の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	2,068	2,299	2,278	2,300	2,250	2,250
介護給付利用回数 (回数/年)	29,862	34,468	36,090	37,500	37,500	37,500

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、家庭において入浴が困難な方を対象に、巡回入浴車等で要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

●訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	269	298	258	265	270	270
介護給付利用回数 (回数/年)	1,238	1,303	1,152	1,200	1,230	1,230
予防給付利用者数 (人/年)	7	3	12	10	10	10
予防給付利用回数 (回数/年)	21	6	53	30	30	30

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護・介護予防訪問看護は、症状の安定した要介護者等の家庭を訪問し、看護師等がかかりつけ医の指示に基づいて、療養生活上の世話や必要な診療補助となる看護を行うサービスです。

●訪問看護・介護予防訪問看護の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	1,220	1,243	1,172	1,220	1,220	1,220
介護給付利用回数 (回数/年)	5,788	5,755	5,271	5,600	5,660	5,700
予防給付利用者数 (人/年)	237	249	258	250	250	250
予防給付利用回数 (回数/年)	907	918	932	920	920	920

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション・介護予防リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士などの専門家が家庭を訪問し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

●訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	288	324	312	320	310	320
介護給付利用回数 (回数/年)	1,688	1,732	1,585	1,550	1,500	1,600
予防給付利用者数 (人/年)	70	82	54	60	70	70
予防給付利用回数 (回数/年)	311	412	277	300	310	320

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士等が要介護等の家庭を訪問し、定期的に療養上の管理および指導を行うサービスです。

●居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	967	903	872	870	880	890
予防給付利用者数 (人/年)	68	114	157	150	150	160

⑥通所介護

通所介護（デイサービス）は、利用者が食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで行うサービスです。

●通所介護の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	6,051	6,215	6,188	6,100	6,150	6,200
介護給付利用回数 (回数/年)	51,983	51,551	52,800	52,800	52,800	52,800

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や病院・診療所等において、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	1,677	1,733	1,688	1,700	1,700	1,700
介護給付利用回数 (回数/年)	12,934	13,302	13,532	13,500	13,500	13,500
予防給付利用者数 (人/年)	479	425	365	420	420	430
予防給付利用回数 (回数/年)	2,431	2,071	1,753	2,000	2,100	2,200

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）は、家族介護者等が疾病や介護疲れ等家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護老人福祉施設等において、短期の入所を受け入れ、家族介護者に代わって入浴・排せつ・食事等の介護サービスやその他の日常生活の世話、機能訓練等のサービスです。

●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	2,067	2,158	1,990	2,000	2,000	2,100
介護給付利用日数 (日数/年)	19,019	19,836	19,126	19,100	19,100	19,200
予防給付利用者数 (人/年)	66	55	60	60	60	60
予防給付利用日数 (日数/年)	341	274	495	350	350	350

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）は、介護老人保健施設において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を行い、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

●短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	555	567	529	550	560	565
介護給付利用日数 (日数/年)	4,738	4,850	4,669	4,740	4,850	4,950
予防給付利用者数 (人/年)	14	28	8	15	20	25
予防給付利用日数 (日数/年)	69	182	90	70	80	85

⑩短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）は、病院等において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を行うサービスです。

●短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	—	1	5	5	5	5
介護給付利用日数 (日数/年)	—	5	42	35	40	40

⑪特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウスに入居の要介護者が、ケアプランに基づく入浴、排せつ、食事など日常生活の介護や機能訓練を行い、能力に応じた生活が可能となるよう支援するサービスです。なお、入居定員が29人以下である場合は、地域密着型施設となります。

●特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	537	458	406	460	440	430
予防給付利用者数 (人/年)	15,847	13,345	12,116	13,400	12,800	12,500

⑫福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与は、要介護者等利用者の心身の状態、希望を踏まえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえなどを貸与するサービスです。

●福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	6,182	6,341	6,277	6,250	6,200	6,300
予防給付利用者数 (人/年)	1,235	1,045	1,186	1,200	1,200	1,200

⑬特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入は、要介護者等利用者の心身の状態、希望を踏まえ、腰掛便座、入浴補助用具など5種類について、購入費を支給するサービスです。

●特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	87	111	109	110	110	115
予防給付利用者数 (人/年)	15	28	20	25	25	30

⑭住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修・介護予防住宅改修は、住環境の整備が必要な要介護者等に、自宅の廊下やトイレ等に手すりの取り付けや段差を解消など、住宅改修にかかった費用を支給するサービスです。

●住宅改修・介護予防住宅改修の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	52	73	70	70	70	75
予防給付利用者数 (人/年)	17	15	32	25	30	30

⑮居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護・介護予防支援（ケアプラン作成等支援）は、介護支援専門員が要介護等の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、適切な居宅介護サービスを受けられるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

●居宅介護支援・介護予防支援の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	10,006	10,386	10,254	10,300	10,350	10,350
予防給付利用者数 (人/年)	1,514	1,617	1,661	1,600	1,650	1,650

(2) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うものです。

なお、本市では、夜間対応が可能なヘルパーの確保や要介護者が広範囲に居住しているなど課題が多く、該当サービスを提供する事業者も見通しが立っていないことから、新規開設を見込んでいません。

②夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間体制の訪問介護サービスです。

なお、本市には該当サービスを提供する事業者がなく、新規開設を見込んでいません。

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者等に入浴・食事等のサービスだけでなく、日常生活を通じた機能訓練等が含まれているサービスです。

●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	287	315	310	305	310	310
介護給付利用回数 (回数/年)	2,552	2,791	2,850	2,700	2,800	2,850
予防給付利用者数 (人/年)	11	27	25	20	25	25
予防給付利用回数 (回数/年)	45	118	109	100	110	110

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、あらかじめ登録された利用者が、デイサービス等「通り」を中心としますが、利用者の希望により「泊まり」や「訪問」も行うサービスです。

●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	619	641	706	650	700	710
予防給付利用者数 (人/年)	56	50	56	55	55	60

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、比較的安定した状態にある認知症の要介護者等を共同で生活できる場において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

●認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	652	619	504	550	600	650

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅へ入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

なお、利用対象となる要介護 1 から 5 までの認定者の利用については、計画期間内では見込んでいません。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が 29 人以下の特別養護老人ホームへ入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	12	13	12	12	12	14

⑧看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせ、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行うサービスです。

なお、利用対象となる要介護1から5までの認定者の利用については、計画期間内では見込んでいません。

⑨地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所で地域密着型サービスに位置付けられています。利用者がデイサービスセンターで食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで行うサービスです。

●地域密着型通所介護の利用計画

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付利用者数 (人/年)	924	840	817	830	850	900

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障がいがあり、自宅で介護を受けながら生活を続けることが困難な要介護者等を対象として、施設において介護を受けるサービスです。

●介護老人福祉施設の利用実績および計画

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付利用者数 (人/年)	2,342	2,402	2,468	2,530	2,590	2,650

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、入院治療により症状が安定した要介護者等に対して、看護・医学的管理下における介護および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の介護を受け、在宅生活への移行を促進するサービスです。

●介護老人保健施設の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	2,547	2,486	2,394	2,300	2,300	2,290

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期にわたり入院医療を必要とする介護者等に対して、看護、医学的管理下における介護および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上必要なケアを行うサービスです。

また、国の方針で令和2年度末までに老人保健施設等に転換し、制度が廃止されることになっていましたが、平成30年度以降に創設される介護医療院への転換も含め検討されることとなり、その準備期間として転換期限を令和5年度末まで6年間延長しています。

●介護療養型医療施設の利用実績および計画

	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付利用者数 (人/年)	5	5	3	5	5	5

④介護医療院

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に行う新たなサービスです。

なお、利用対象となる要介護1から5までの認定者の利用については、計画期間内では見込んでいません。

(4) 介護予防・日常生活総合支援事業

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

●介護予防・日常生活総合支援事業の利用実績および計画

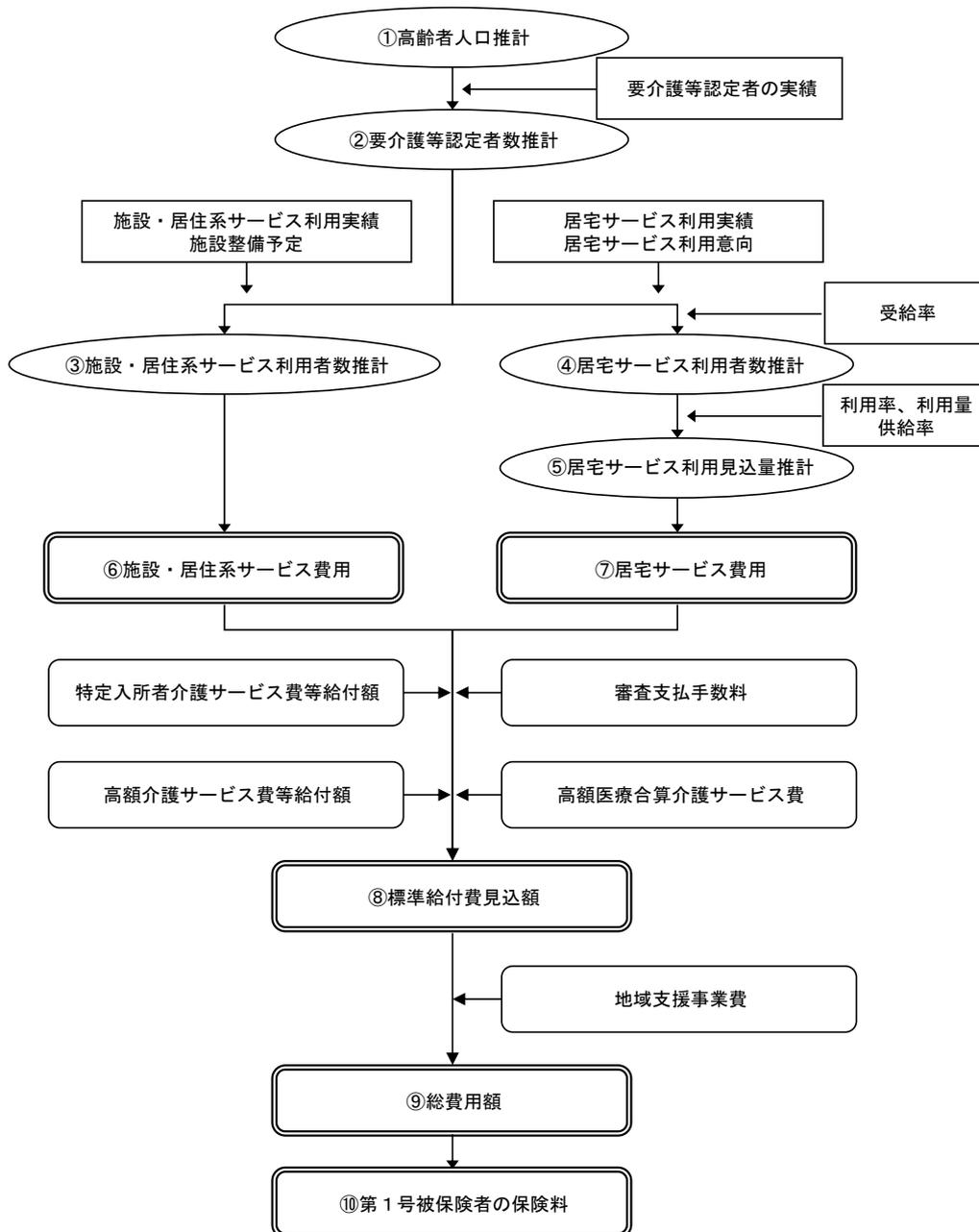
	実 績			計 画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問型サービス(現行相当) (人/年)	761	800	767	800	800	700
訪問型サービスA	多様なサービス事業の実施に向けた 検討及び体制整備期間					50
訪問型サービスB						50
訪問型サービスC						50
訪問型サービスD						
通所型サービス(現行相当) (人/年)	2,401	2,600	2,447	2,500	2,500	2,400
通所型サービスA	多様なサービス事業の実施に向けた 検討及び体制整備期間					100
通所型サービスB						100
通所型サービスC						50
生活支援サービス				80	160	250
介護予防ケアマネジメント事業 (人/年)	2,117	2,344	2,206	2,300	2,300	2,400

4 介護保険サービスの事業費

(1) 介護保険事業費算定手順

計画期間の要介護認定者および各種サービス量の見込みにあたっては、国の指示に従い、以下の手順で介護保険事業量を推計し、介護保険料を算定します。

■算定手順



(2) 介護サービスの事業費

介護予防給付費、介護給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料、地域支援事業費を合わせたものがサービス総費用となり、本計画3年間（令和3年度～令和5年度）の総費用額は10,446,363千円となります。

●介護給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
(1) 居宅サービス	1,137,432	1,142,881	1,200,619	3,480,932
訪問介護	201,046	202,982	208,164	612,192
訪問入浴介護	16,932	17,213	17,185	51,330
訪問看護	34,335	34,600	35,154	104,089
訪問リハビリテーション	8,926	8,448	8,453	25,827
居宅療養管理指導	4,622	4,847	48,447	57,916
通所介護	388,010	385,543	385,758	1,159,311
通所リハビリテーション	123,355	124,353	126,098	373,806
短期入所生活介護	153,395	153,175	154,252	460,822
短期入所療養介護（老健）	53,338	54,816	56,540	164,694
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	83,573	85,033	86,825	255,431
特定福祉用具購入費	1,855	1,855	1,855	5,565
住宅改修費	5,185	5,185	5,185	15,555
特定施設入居者生活介護	62,860	64,831	66,703	194,394
(2) 地域密着型サービス	368,612	378,138	381,247	1,127,997
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	46,927	48,153	48,347	143,427
認知症対応型通所介護	37,949	38,623	38,572	115,144
小規模多機能型居宅介護	125,179	129,627	132,593	387,399
認知症対応型共同生活介護	155,178	158,354	158,354	471,886
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	3,379	3,381	3,381	10,141
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
(3) 施設サービス	1,337,460	1,354,761	1,370,325	4,062,546
介護老人福祉施設	680,397	697,333	712,897	2,090,627
介護老人保健施設	657,063	657,428	657,428	1,971,919
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	166,685	166,323	167,589	500,597
介護給付費計（小計）→（I）	3,010,189	3,042,103	3,119,780	9,172,072

●介護予防給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
(1) 介護予防サービス	33,822	33,316	33,923	101,061
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	4,998	4,943	5,172	15,113
介護予防訪問リハビリテーション	1,633	1,680	1,699	5,012
介護予防居宅療養管理指導	1,498	1,498	1,498	4,494
介護予防通所リハビリテーション	8,650	8,382	8,655	25,687
介護予防短期入所生活介護	1,835	1,836	1,836	5,507
介護予防短期入所療養介護（老健）	601	601	601	1,803
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	7,645	7,413	7,499	22,557
特定介護予防福祉用具購入費	611	611	611	1,833
介護予防住宅改修	4,399	4,399	4,399	13,197
介護予防特定施設入居者生活介護	1,952	1,953	1,953	5,858
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,361	3,385	3,385	10,131
介護予防認知症対応型通所介護	908	930	930	2,768
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,453	2,455	2,455	7,363
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	7,498	7,502	7,555	22,555
介護給付費計（小計）→（Ⅱ）	44,681	44,203	44,863	133,747

●標準給付費見込額

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
(a) 総給付費(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	3,054,870	3,086,306	3,121,043	9,262,219
(b) 特定入所者介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	113,931	105,664	106,615	326,210
(c) 高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	64,629	64,705	65,294	194,628
(d) 高額医療合算介護サービス費等給付額	5,850	5,877	5,930	17,657
(e) 算定対象審査支払手数料	3,298	3,314	3,344	9,956
(A) 標準給付費見込額	3,242,578	3,265,866	3,302,226	9,810,670

●地域支援事業費見込額

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
(a) 介護予防・日常生活支援総合事業費	134,706	120,056	134,706	389,468
(b) 包括的支援事業及び任意事業費	71,250	71,250	71,250	213,750
(c) 包括的支援事業（社会保障充実分）	10,825	10,825	10,825	32,475
(B) 標準給付費見込額	216,781	202,131	216,781	635,693

●総費用額

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総費用額(A)+(B)	3,459,359	3,467,997	3,519,007	10,446,363

5 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険事業費の負担割合

事業費用の大部分を占める介護保険給付費については、利用者負担（原則1割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分会を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者（65歳以上の者）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の者）の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう、1号と2号の負担割合が定められています。

第1号被保険者の保険料負担割合は介護給付費の23%、第2号被保険者は27%、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。

国、県、市の負担割合は、居宅サービス給付費と施設サービス給付費で若干異なります。なお、国負担部分である居宅サービス給付費の25%、同じく国負担部分の施設サービス給付費の20%についてそれぞれ5%にあたる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を増減します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

(2) 所得段階別被保険者数

介護保険料は、所得段階によって異なることから、所得段階別被保険者数を算出するため、所得段階別被保険者の構成比を求めることが必要となり、令和2年度当初の所得段階別被保険者数を基本数値としています。

また、本計画においても引き続き、段階設定を9段階としました。

(3) 低所得者の介護保険料の軽減

介護保険料の上昇に伴う低所得者の負担増を軽減するため、介護保険料の軽減を実施します。なお、軽減した介護保険料分の財源については、国、県、市の公費により補てんします。

(4) 介護給付費準備基金取り崩し

介護保険給付費準備基金は、給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むにあたって基金を取り崩すことになっています。

本計画期間においては、介護保険料の上昇による第1号被保険者の負担を抑えるため、令和3年度に21,200,000円、令和4年度に25,000,000円、令和5年度に25,000,000円の基金を活用する見込みです。

(5) 基準月額保険料と所得段階別年額保険料

本計画の調整交付金の見込み等から、令和3年度から令和5年度までの3年間の第1号被保険者の基準月額保険料は5,425円となります。

■所得段階別年額保険料

所得段階	対象となる方	負担割合	月額 (円)	年額 (円)
第1段階	生活保護受給の方、老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の方、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>80万円以下</u> の方	0.45 (0.30)	2,433	29,200 (19,500)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>80万円を超え120万円以下</u> の方	0.75 (0.50)	4,066	48,800 (32,500)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>120万円を超える方</u>	0.75 (0.70)	4,066	48,800 (45,500)
第4段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>80万円以下</u> の方	0.90	4,875	58,500
第5段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>80万円を超える方</u>	1.00	5,425	65,100
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>120万円未満</u> の方	1.20	6,508	78,100
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>120万円以上210万円未満</u> の方	1.30	7,050	84,600
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>210万円以上320万円未満</u> の方	1.50	8,133	97,600
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>320万円以上</u> の方	1.70	9,216	110,600

※ 負担割合・年額のカッコ書き数値は、減額賦課に係る令和3年度における保険料率及び年額の保険料です。

(6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減

本市では、介護保険サービス利用の推進・支援のために低所得者を対象とした利用料の軽減措置を介護保険制度施行時から講じています。市独自対策として、国制度における軽減率に2%上乗せし、低所得者が介護保険制度の1割利用者負担により利用が制限されることなく、誰もが必要な介護保険サービスを利用できるよう本計画においても引き続き実施します。

■社会福祉法人等による利用者負担軽減

サービス種類	利用者負担 (10%⇒5.5%※)	対象範囲
①訪問介護（予防）	国の対策（国・県・市・法人で負担）で7.5%に 市独自対策（市で負担）で5.5%に	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税世帯非課税者 ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること等
②通所介護（予防）		
③短期入所生活介護（予防）		
④訪問入浴介護（予防）	市独自対策（市・法人で負担）で5.5%に	
⑤訪問看護（予防）		

※国の対策で2.5%、市独自対策で2%、合わせて4.5%の軽減。

(7) 市町村特別給付等

市町村特別給付は、介護保険法による居宅介護サービス費の支給限度基準額に上乗せした額を市の条例で定めるものです。本計画においても、以下の事業において継続実施します。この給付は、第1号被保険者の保険料のみを財源としています。

①住宅改修

在宅の要介護者が手すりの取り付け等の一定の住宅改修を行った場合、支給限度基準額20万円の9割（一定以上所得者は8割又は7割）を上限として支給するものをさらに20万円上乗せし、支給限度基準額を40万円とします。

②在宅介護支援福祉用具購入

特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入は対象品目を拡充して実施しています。なお、支給限度基準額は5万円です。

■在宅介護支援福祉用具の対象用具

種類	機能又は構造等
①歩行補助杖	一点杖
②滑り止めマット	屋内において利用する滑り止めマット
③踏み台	段差の緩和を目的とした固定しない台